

指定居宅介護支援事業運営規程

ほう じょう かい
倣 襄 会

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所

亀岡あゆみ居宅介護支援事業運営規程

第1条〔目的〕

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるように、介護相談並びに介護計画の作成等を支援することをその目的とする。

第2条〔運営方針〕

1. 利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
2. 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行う。また、利用者の申請の有無を確かめ、必要な援助を行う。
3. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し努める。
4. 亀岡市から介護認定調査の委託を受けた場合は、公正中立の立場で正しい調査を行う。また、そのための研修に努める。
5. 利用者の意思及び人格を尊重すると共に常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類をはじめ、特定サービス事業のサービスに不当に偏することのないよう公正中立にその業務を行う。

第3条〔事業所の名称〕

この事業を行う事業所の名称は「亀岡あゆみ居宅介護支援事業所」（以下「事業所」と称する。

第4条〔事業所の設置〕

事業所は 亀岡市篠町篠下中筋 45 番地の 3 に事務所を設置する。

第5条〔実施主体〕

事業の実施主体は、社会福祉法人 倣襄会 とする。



第6条〔従業員の種類、員数及び職務内容〕

1. 管理者 1名
事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。
2. 主任介護支援専門員 1名
(平成 25 年 8 月 24 日に主任介護支援専門員研修を終了)
3. 介護支援専門員 4名(内 1名管理者)(他兼務 1名)
(イ)居宅介護支援及び受託した介護予防支援の業務にあたる。
(ロ)利用者39名またはその端数を増す毎に 1名を標準とする。
利用者の積算方法として、地域包括支援センターよりの委託を受けた、要支援1、2の利用者に関してはその人数に0.5を掛けて数える。
(ハ)職員の資質向上のために採用時及び定期的な研修を行う。

第7条〔営業日、営業時間〕

1. この事業の営業日は、毎週月曜日から土曜日迄とし、日曜日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までの年末年始を休業とする。
※上記以外にも電話にて 24 時間無休で対応
2. 営業時間は、以下のとおりとする。
(月～土曜日)：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 迄 とする。

第8条〔居宅介護支援事業の提供方法〕

- (ア)管理者は、介護支援専門員に身分を証明する書類を携行させ、初回訪問時または利用者から求められたときは、これを提示するよう指導する。
- (イ)利用者の相談を受ける場所は、相談者の自宅、当事業所及び電話で対応する。使用する課題分析票の種類は、
- (ウ)居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- (エ)居宅介護支援計画を新規に作成または変更する場合、利用者の要介護認定の更新や変更があった場合、利用者の心身の状態に区分変更申請が必要となる変化があった場合にはサービス担当者を招集しサービス担当者会議を開催する。出席できない担当者に対しては文書による照会を行う。サービス担当者会議の開催場所は、当事業所、サービス提供事業所、主治医の医療機関内及び相談者宅とする。
- (オ)居宅介護支援計画を新規に作成または変更する場合、利用者の要介護認定の更新や変更があった場合には居宅サービス計画書を作成し利用者及び家族に説明し交付する。また利用者及びその家族に了解を得てサービス担当事業所に交付する。
- (カ)居宅サービスの利用状況、サービス利用による利用者の変化を把握するためのモニタリングを毎月行い、月一回その結果の記録を行う。
- (キ)介護支援専門員の居宅訪問頻度は最低月一回とするが、担当者が必要と判断した場合



または利用者からの求めがあった場合は随時行う。

- (ク) 利用者の介護認定の確認及び申請代行さらに市の委託の要介護認定調査にあたる時は、その利用者の所有する被保険者証の確認を行う。また、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確認する。
- (ケ) 介護認定における亀岡市の委託調査については、調査の留意事項に精通し、公正中立で正確な調査を期してその任にあたる。
- (コ) 市内の被保険者の中の介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているかを確認し、行われていない場合には、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。
- (カ) 要介護認定等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する 1 ヶ月前には行われるよう、利用者本人の意思を踏まえ必要な援助を行う。
- (シ) 要介護認定を受けた者の居宅介護サービス計画の作成にあたっては、利用者もしくはその家族の意思を尊重する。また、医療保健サービス・福祉サービス等の事業者及び地域包括支援センターと連携しながら、総合的・効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得たのち提供手続きを行う。
- (ス) 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。
 - (イ) 正当な理由とは、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (ロ) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた、または受けようとしたとき。
 - (ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、意見を付して遅滞なくその旨を亀岡市に通知する。
- (セ) 利用者が要介護認定等の更新によって要支援認定を受けた場合、利用者の居住地を担当する地域包括支援センターに対しその報告を行う。



第9条〔居宅介護支援の内容〕

1. 居宅介護サービス計画の作成

(居宅介護サービス計画作成担当の配置)

(イ) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(利用者への情報提供)

(ロ) 計画策正開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

(利用者の実態把握)

(ハ) 介護支援専門員は居宅サービス計画作成に当たっては、利用者の有する能力、既に提供を受けているサービス、そのおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するよう努める。

(居宅サービス計画の原案作成)

(ニ) 介護支援専門員、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

(サービス担当者会議)

(ホ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案、内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(利用者の同意)

(ヘ) 介護支援専門員は、利用者・家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により同意を得る。

2. サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービスの実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

3. 介護保険施設の紹介等

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合または、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。



(ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等より依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅介護サービス計画の作成等の援助を行う。

第10条〔利用料、その他の費用の額〕

1. 事業所は、申請支援、居宅サービス計画作成費については、介護保険の給付が支払われる場合、利用者その家族から一切の費用負担を行わない。
2. 居宅介護支援利用料は、別紙のとおりとする。
3. 契約後、居宅サービス計画を作る途中で利用者の都合により解約した場合の解約料は徴収しない。
4. 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったとき、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については、利用者の同意を得てから実費の支払いを受けることができる。その料金は公共交通機関利用の実費とし、営業車使用の場合もこれに準ずるものとする。

第11条〔介護予防支援の受託〕

1. 利用者または利用者の居住地の該当地域包括支援センター(介護予防支援事業所)からの依頼があった場合、該当地域包括支援センター(介護予防支援事業所)が行うべき介護予防支援業務の一部を該当地域包括支援センター(介護予防支援事業所)に代わって行う。
2. 介護予防支援業務の受託にあたっては該当地域包括支援センター(介護予防支援事業所)の業務委託契約を遵守する。

第12条〔通常の事業の実施地域〕

事業所の事業の実施地域については、亀岡市全域とする。

第13条〔法定代理受領サービスに係る報告〕

1. 指定居宅介護支援事業者は、毎月亀岡市に対し、居宅介護サービス計画において位置付けられている指定居宅サービスのうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。
2. 指定居宅介護支援事業は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費または特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。



第14条 [利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付]

利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第15条 [秘密保持]

事業者の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。またそのための必要な措置を講ずる。

第16条 [その他運営に関する重要事項]

1. 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
2. 事業所の運営規程の概要、介護支援員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 介護支援専門員は、当該事業者からその代償として金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
4. 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存する。

付 則	この運営規程は	平成11年11月17日	より実施する。
	この運営規程は	平成16年6月7日	より実施する。
	この運営規程は	平成16年8月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成17年9月16日	より実施する。
	この運営規程は	平成18年4月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成18年10月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成20年6月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成20年7月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成20年8月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成20年10月16日	より実施する。
	この運営規程は	平成21年4月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成23年4月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成24年4月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成24年5月1日	より実施する。
	この運営規程は	平成24年6月16日	より実施する。



この運営規程は	平成25年	10月1日	より実施する
この運営規程は	平成26年	4月1日	より実施する
この運営規程は	平成26年	12月1日	より実施する
この運営規程は	平成27年	9月1日	より実施する



運営規程 別紙

居宅介護支援利用料

6. 料金

居宅介護支援利用料は、下のとおりである（地域区分 10.21）

① 要介護1・2	:	1,005単位 (10,261円)
② 要介護3・4・5	:	1,306単位 (13,334円)
③初回加算	:	300単位 (3,063円)
④特定事業所加算(Ⅱ)	:	300単位 (3,063円)
⑤入院時情報連携加算(Ⅰ)	:	200単位 (2,042円)
	(Ⅱ):	100単位 (1,021円)
⑥退院・退所加算	:	300単位 (3,063円)
⑦認知症加算	:	150単位 (1,531円)
⑧独居高齢者加算	:	150単位 (1,531円)
⑨小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	:	300単位 (3,063円)
⑩緊急時等居宅カンファレンス加算	:	200単位 (2,042円)
⑪複合型サービス事業所連携加算	:	300単位 (3,063円)

(注)

- ③新規に居宅サービスを作成する場合及び要支援者が要介護認定を受けた場合または要介護状態区分が2区分以上に変更された場合に加算
- ④ 専門性が高く質の高いサービスを提供する為に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び2名の介護支援専門員を配置する、また包括支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合でも受託できる体制を整備されている場合
- ⑤ 病院及び診療所に入院する利用者につき、当該病院または診療所の職員に対して利用者に対する必要な情報を提供した場合
 - (Ⅰ) 病院または診療所に訪問し必要な情報を提供した場合
 - (Ⅱ) 病院または診療所に訪問する以外の方法で必要な情報を提供した場合
- ⑥入院期間に病院等の職員と連携を行なった場合の3回を限度として所定単位数を加算
- ⑦認知症日常生活自立度がⅢ以上の方に対して支援を行なった場合の加算



- ⑧独居高齢者（住民票で確認）に対して支援を行なった場合の加算
- ⑨小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所連携加算に提供した場合に加算
- ⑩一月に2回を限度として病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調節を行なった場合
- ⑪複合型サービスの利用を開始する際、当該利用者に係る必要な情報を複合型サービス事業所に提出し居宅サービス計画に協力した場合に加算

但し、①、②については**亀岡あゆみ居宅介護支援事業所**が1ヶ月間に作成する介護サービス計画数が、在籍する介護支援専門員1人あたり40件以上60件未満になった場合→40件以上60件未満の部分のみ適用

① 要介護1・2 : 502単位（5,125円）

② 要介護3・4・5 : 653単位（6,667円）

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所が1ヶ月間につくる介護サービス計画の数が、在籍する介護支援専門員1人が60件以上になった場合→40件以上の部分

① 要介護1・2 : 301単位（3,073円）

② 要介護3・4・5 : 392単位（4,002円）となります。

ただし、介護保険の給付が支払われる場合、利用者の自己負担はなしとする。契約後、居宅サービス計画を作成途中で利用者の都合により解約した場合の解約料もなしとする

